

「第 16 回高知県南海地震条例づくり検討会」

平成 19 年 10 月 15 日（月）

計 12 名の委員、事務局、報道等傍聴者

（事務局）

お待たせ致しました。それではただいまより第 16 回高知県南海地震条例づくり検討会を開催させていただきます。

本日は、誠に忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。最初に本日の配布資料についてのご確認をさせていただきます。

まず次第の裏側にごございます資料一覧をご覧ください。資料につきましては、会の次第と右上に No を付けました資料 1 及び資料 2 を事前にお配りしております。資料 1 につきましては、条例案に対する意見等への対応についての一覧という事で、前回の検討会で頂きましたご意見に対する対応案になっております。また、資料 2 につきましては、条例案で前回の検討会の時点の条例案から修正する場所に見え消しとしています。

資料 1 につきましては、A4 が 5 ページ。資料 2 につきましては、A4 で 1 から 16 ページでございます。抜けている資料がございましたら、お知らせ下さい。

それでは、会議に移らせて頂きます。本日ご欠席の委員につきましては、青木委員、小野委員、土居委員、藤原委員の 4 名の委員でございます。委員 12 名のうち 8 名が出席という事で、委員の過半数の出席が認められますので、設置要綱第 5 条第 2 項の規定によりまして本検討会が、成立していることをご報告させていただきます。

続きまして議事に入ります。検討会設置要綱第 5 条で会議は会長が、議長になると定められておりますので、岡村会長に検討会の進行をお願いしたいと思います。

それでは、岡村会長よろしく申し上げます。

（岡村会長）

マイクを使うようにという事で、改めて申し渡されておりますので、皆さん宜しくお願い致します。それでは、私の方で進行致します。

私、安芸市の防災アドバイザーという事で、月に一度位現地に行って住民の方と、後は防災の地域リーダーの方と一緒に、津波から逃げるとい、そういう事のお話をしています。先週は、すぐ海から 1 km 位のところのマンション地帯を歩いたんですけど、インドネシアの津波高さ 80 cm の津波の映像とか、実際の揺れを映像で見て頂きました。そうしましたら、そういう現職でお働きになっている方が非常に驚かれまして、知らなかったと。やっぱり私も日頃から考えている、感じている事ですけど、割とテレビを見る時間があったり、マスコミを通じて知っている方は、知識的には豊富なんですけど、むしろ日頃から直接話を聞いた事がないと、日曜はあまり出てこないと言う方も、働きに行っておら

れる方もなかなかそういう機会がないのかなという風に改めて思いました。地震と津波に関しての実態的な把握というか、実際の知識がないと言う事に非常に心細く感じました。

話変わりますけど、本日もよろしくお願ひ致します。早速ですが、お手元の議事次第に従いまして進めさせて頂きます。今日も 16 時 50 分まで長丁場ですけれども、よろしくご協力をお願い致します。

それでは早速ですが、条例案の検討に移ります。条例案につきましては、10 月 19 日から、約 1 カ月の期間県民の方からご意見を頂くと言うパブリックコメントの手続きに入ると言う予定になっております。前回の検討会では事務局から提案されました条例案を検討して頂きました。前文に南海地震の被害を減らすという強いメッセージが出せないかというご意見とか、それから被災された方の心の悩みを解決する為に工夫が出来ないかといったご意見等が複数出されました。基本的な問題が提起されております。その中の条例の中で、ではどのようにそれを表現してさらに検討して行くかという事を、今回ある程度答えを出していかなければいけません。皆さんに提示出来るものを今日は出して頂けねばいけません、今日は事務局からその対応案が提案されておりますので、それを叩き台として検討して頂こうと思ひます。これまで通りですが、全体を三つに組み替えまして、最初に条例文第 1 章、それから 2 番目に 2 章から 5 章までをやって、最後に 6 章から 10 章に分けて検討致したいと思ひます。

それでは事務局から、前文と第 1 章についての説明をお願い致します。

(事務局)

はい、まず資料の 1 をご覧頂きたいと思ひます。この資料 1 につきましては、条例案に対する意見等への対応についての資料です。主に前回の検討会で出されましたご意見、これについては表の中の区分欄で左の方から 2 番目に A 区分欄というのがありますが、そこで A という風に記述をしております。それと検討会での検討と並行しまして県庁内においても調整をしておりますので、そこで出された意見、これは区分欄の方では B という風に記載をしておりますが、その意見に対する対応案と言う事で作成をしております。

次に資料 2 の方をご覧頂きたいと思ひます。この資料 2 につきましては、前回提案をさせて頂きました条例案を基に今回修正をさせて頂いた点を見え消しで作成をしております。修正箇所については、資料 1 の表の番号を記載しております。これ以外にも語句の統一や整合性等を図る上で若干の修正をしておりますが、軽微なものについてはこの資料 1 の対応表には載せずに資料 2 のみで修正をさせて頂いているところです。それでは、この資料 1 と資料 2 を使ひましてまず条例の前文と第 1 章の方から説明をさせて頂きます。

まず資料 1 の方ですが、No1 についてです。これは検討会の方から出されたご意見になりますが、「命」「生命」「身」というのを「生命」に統一した事に関しまして、「身」は「生命」より広い意味があるのではないかと。特に章名などで使う場合がある場所ではこの表現について見直してはどうかと言う風なご意見が出されています。この事につきましては、

個別の箇所において、「身体」と記載したほうがいいものについては、「生命」と並べて「身体」という風に記載をしておりますが、章名につきましては短くまとめる必要があると言う事から、最も重要な「生命」のみを記載する事としたいと考えております。

次に、No2についてです。検討会の方で出されたご意見ですが、「ものとする」という方向性を示す語尾に関して、通常、「義務はあるが、ただちに罰則はない」という場合にこの「ものとする」というのを使うのであって、ここでは「取り扱わなければいけません。」と言う風な方がいいのではないかというご意見が出されております。この事につきましては、法令のルールとして、「するものとする」については、「しなければならない」よりは義務付けの感じが弱く、ある原則なり方針なりを示すという場合に用いることになっておりますので、このままの表現としたいと言う風に考えております。

次に、No3についてです。併せまして資料2の2ページの第2条の第1号をご覧ください。ここでは庁内の方からの意見になりますが、南海地震を明確にする必要がある為、ここでは定義をおいてはどうかと言う意見がたくさん出ているところです。この事につきましては、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の中では「東南海・南海地震」について定義を言っておりますので、この特別措置法を参考に南海地震の定義を置いてはどうかと言う風に考えてます。具体的に申しますと、第1号にありますように、南海地震の用語の意義としてですが、紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震をいいますと言う風に追加をしてはどうかと考えております。併せまして、資料2の3ページ第3の第1号をご覧ください。この第1号では南海地震を「地震」と略称を置いております。先程ご説明をしました第2条の方で南海地震の定義を置く事によりまして、このままでは一度定義を置いたものに略称を置くと言う事になりますので、略称の使い方として適正を欠くものと言う風になります。このため、この略称を置かないと言う風にしたいと考えております。この事によりまして、各条で規定をされております「地震」と言うところは「南海地震」と言う風に略称を使わずに表現をする事になります。ただ幾つかの箇所においては、このまま「地震」と言う風に表現をした方が適切なものもございます。資料1のNo3の中程の対応案のところに書いてありますが、この「地震」と言う風に規定をする場合について3つ書いております。一つ目が、地震の直後であって南海地震と判断できない段階での行動等に関連して使う場合。例えば第8条第1項及び第2項においては「地震の揺れを感じたときは」と言うところ、それから第14条第1項の方では「地震の強い揺れを長い時間感じたときは」、こういったところでは「地震」と言う風に表現をしたい。また主たる目的が南海地震に特定しない場合、例えば第8条の第1項及び第2項の「地震の揺れの予報を知ったときは」、これは緊急地震速報の関係になりますが、そう言ったところで南海地震と言う事で情報が入ってくる訳ではないですので、こういったところも「地震」と言う表現をしています。それから、明らかに南海地震以外の地震も含んでさす場合。第6条の第3項の「地震に関する調査、情報収集」、それから第43条の「あらゆる地震による災害」、こう

いったところでは南海地震ではなしに他の地震も含んでと言う事になりますので、こういったところでは「地震」と言う風に記載をし、それ以外のところでは「南海地震」と言う風に規定をしたいと考えております。

次に、資料 1 の No4 になります。庁内の方から南海地震の発生後の対応に関して、南海地震以外の地震にも適用させるよう規定を設けるのかというご意見も出ております。一方、検討会の方では前文に南海地震以外の地震について触れると、どこかいびつになる。その他の地震については、規定をしなくても常識の範囲で読み込めるのではないかという意見も前回の検討会で出されたところでした。前回ご提案をさせていただきました条例案の方では、前文の方に南海地震以外の地震等の災害に関して、南海地震に備える事で他の地震等が発生した場合にも、被害の軽減につながるという内容を規定をしておりましたが、法令上の解釈で言いますと、前文にこうした内容を規定をしても南海地震発生後の行動や対応に関して、南海地震以外の地震において同様の対応を行う事を求めると言う事にはならないと言う事になります。このため対応案にありますように、南海地震以外の地震についても、この条例の規定によって、対応や行動を行う必要がありますので、次の条を追加するとともに、前文については当該箇所を削除したいと言う風に考えております。具体的に申しますと、第 11 章に雑則を設けまして、第 43 条「この条例の規定は、南海地震のみならず、あらゆる地震による災害から県民の生命、身体及び財産を守るという趣旨において解釈され、及び運用されなければいけません」と言う風に追加をしたいと言う風に考えております。尚、この 43 条につきましては、法令担当課と現在協議中と言う事になりますので、この表現については今後協議の中で若干修正が出て来るかもしれません。ご了承頂きたいと思っております。

次に、資料 1 の 2 ページの No5 になります。資料 2 の方では 2 ページの前文の箇所になります。検討会の方からは、前回の検討会になりますが、事前の備えを進めても、南海地震のような大規模な災害では、死者がゼロになるということはない。死という現実を直視することが、命の尊さや生きるためにどうすべきかを考えることに繋がることから、このことを条例で、規定できないかといったご意見、それから死のことを考えてもらうことは、大切なことであるが、条例では、トリアージの表現が限界ではないか。むしろ、前文で、県民の命を守る意気込みを入れたほうが良いのではないかといったご意見が出されているところです。この事につきましては、亡くなる方を出さないための条例を制定するという趣旨ですので、生きる側から規定することが適切だと言う風に考えております。このため前文の最終段落を、命を守ることの宣言を込めたものに修正をしたいと言う風に考えております。(具体的には、最終段落を、ここにありますように「ここに、私たちは、力を合わせて南海地震への備えを早急に進め、南海地震による災害に強い地域社会を実現し、なによりもかけがえのない生命を守っていくことを決意して、この条例を制定します。」と言う風に修正をしたいと考えております。

次に、No6 になります。検討会の方からは、条例の名称が、長くなり、また語呂が良くない。どこでどう切っているのか分からないと言う風なご意見が出されたところです。

この事につきましては、条例の題名については、条文を正しく反映する必要があるため、現時点においては「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」というのが適当と言う風に考えておりますが、なお引き続いて多方面の意見を聴きながら検討していくと言う風に対応案としてはここに書いてあります。

次に、No7になります。併せまして資料2の1ページの前文の第2段落目をご覧ください。庁内から、寺田寅彦に関する記述について意見が出されております。この事につきましては、寺田寅彦の出生地は東京であること、名前が通っている人には敬称をつけないということ等から、前文について修正をしたいと思っておりますが、前文の「高知県をふるさととする物理学者・文学者である寺田寅彦が残した「天災は忘れられたる頃来る」という警句にあるように」と言う風に修正したいと考えております。

次に、資料1のNo8になります。資料2の方では2ページの2条第4号をご覧くださいと思います。庁内の方では、災害対策基本法第5条第2項に記載されている自主防災組織の定義とここにある自主防災組織の定義が同じであれば、同項から引用をすべきではないかと言う意見が出されているところです。この事につきましては、自主防災組織の定義を災害対策基本法第5条第2項に規定する自主防災組織であつてと言う風に、この定義を修正したいと言う風に考えております。

次に、No9になります。併せて資料2の4ページの第4条第2号をご覧くださいと思います。前回の検討会の方で「行動に移される」という表現について、「行動に移す」と言う方がいいのではないかというご意見が出されております。このためここにありますように、「自助の取組が行動に移されるように」という表現を「自助の取組を行動に移すように」と言う風に表現を修正したいと考えております。

条例の前文と第1章についてのご意見に対する対応案は、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございました。多岐に渡っておりますが、ご意見を頂きたいと思いません。よろしくお願ひ致します。

(上田委員)

ただいま説明のあった修正案は私は妥当だと考えます。それと、この名称のところから各方面から意見を聞くと言う事ですが、一般からも意見が入っているのでしょうか。それとひとつ考え方ですが、高知県南海地震災害とする意見でちょっと短くする、「による」をそのまま除けて「災害」を続けるという案、それと「南海地震災害に強い地域社会づくり高知県条例」と言う風に「高知県」を後へ付けるという方法、これについてはどうでしょうか。県の方の見解を教えてくださいと思います。

(岡村会長)

名称の規定ですね。これからまだ決まった訳ではなくて、これからその検討をして行くと言う事になっているわけでございます。多方面というのは、大きくは県民からのパブリックコメント等だと理解しています。

(事務局)

条例の多方面から聞くと言うのは、今後 10 月中旬以降に条例全体を条例案としてパブリックコメントにかけますので、その中で意見が出て来るのではないかと思います。それから「高知県」の位置ですが、これはやはり冒頭になります。高知県の条例名称の付け方で高知県条例、そういうのはありません。南海地震災害と確かにしたいところですが、第 1 条で南海地震による災害という言い方をしておりますので、第 1 条の冒頭の書き方と揃えると言う事になろうかと思えます。そうすると、タイトルが南海地震災害ですと本文が南海地震災害、それをいま震災という事にしましょうと言う風な略称を置いているもので、むしろそこまでしたければ、震災に強い地域社会づくり条例じゃないかと言う風に、法務の方の審査の方でなりかねませんので、もちろん南海地震というのを生かしたいのなら、ここがちょっといま限度じゃないかと言う事です。前回のパブリックコメントの最中は、むしろ事務局が当初出しました南海地震対策条例とかそういう漢字だけのものの方が良いと言う様な意見が、そういうような名前が高知県の条例では多かったものですので、逆にそちらに慣れていらっしゃる方からの意見が出たので、検討会の皆さんのご指示とはちょっと違うのではないかというので、そこまでは申しませんでした。以上です。

(上田委員)

はい、よく分かりました。もう一つの考え方なんですが、南海地震対策推進条例というのが一番びったりくるんですが、堅いと言う検討会の意見もありましたので、そのように変わって来ております。それで一部ひらがなで、置き換えるという方法は、意味が管理されるかという事も兼ね合いもありますけれど、例えば高知県南海地震対策すいしんというように、推進をひらがなにするとか、そういう考え方もあるんじゃないかと思っています。

(岡村会長)

はい、ご意見ということで伺いました。他にございませんでしょうか。私から一つお聞きしたいというか、資料 1 の No.3 のところの南海地震の定義なんですが、紀伊半島の南側の海域から土佐湾までの地域及びその周辺の地域における地殻の境界を震源とする大規模な地震で、地殻の境界と定義されていますか。

(事務局)

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法という法令が、「東南海・南海地震」と言う風に定義を置いておりまして、そこから遠州灘と熊野灘の部分を取

り除いた部分が、このような定義多分南海地震がこの部分に当たるのだと思います。

(岡村会長)

私がちょっと変だなと思うのは、地殻の境界という言葉なんですけど。

(事務局)

きっとプレート境界型と言う意味で、プレートというのが地殻と言う風にあまりカタカナ用語を法令でしなくて、地殻の境界という風に特別措置法の方で書いております。

(岡村会長)

厳密にいうと間違いなんです。プレート境界というのは、マンツルの一番上の柔らかい部分を指しておりますので、地殻とされると厳密に言うとは違ふと言う事です。ですから実際はほとんど我々のプレート境界型と言う形で表現をしてるんです。ちょっとご確認頂きたいんですが、これはどっちがいいのかと言ったら、その言葉の定義っていうのがあるんですが、それと国の方の定義というのはやっぱり合わせた方がいいのかという、そこら辺の悩ましい問題が出て来ると言うんで、高知県だけプレート境界と言う訳にはいかないんで、それが非常に難しいです。もうちょっと私も調べますけど、気になる点です。強い揺れが同地域で起こった時にこれが南海地震であるかどうかというのはきちっと決まっている訳じゃなくてマグニチュード 8 クラスのものを南海地震と呼ぶというように時間的に逆になって起こってしまったから、あれは南海地震であるかどうかというのが決まるんであって、それは気象庁が会議を開いて決めるんです。例えばこの 3 年前の宮城県沖地震もあれは今対策をしようとしているその宮城県沖地震であるのかどうかという議論は、議論が行われて結局そうじゃないという話をしたんですけど、それでも宮城県沖地震の一部が動いた事は間違いがないんです。そういう厄介な問題が入っていて、やっぱり起こらないと分らないという事なんですけども、そういう問題があるという事は知っておいた方がいいのではないかと思います。同じ所で動いても部分的に動けばこれは南海地震なのかどうかという事もあります。マグニチュード 8 クラスのというのは南海地震なので、そういう事が大事です。マグニチュード 7.6 では、これは南海地震ではないのでという事です。いくら同じ所で起きてあまりそういう事をここでこだわってしまうとすぐ震度何という話にすぐ繋がってしまうので厄介なことなんですけどそういう事があるという事は知っておいて下さい。

他にございませんでしょうか。他にご意見がございませんようでしたら現在の案の通り、承認するという事で次に進めさせて頂きたいと思いますがよろしゅうございますでしょうか。それでは次に第 2 章から第 5 章についての検討ですが引き続き事務局からのご説明をお願い致します。

(事務局)

資料 1 の No10 から説明させていただきます。資料 2 の方では 4 ページの第 8 条になりますので、併せてご覧頂きたいと思います。前回の検討会でのご意見ですが、緊急地震速報に関しまして、「情報を入手したときは」という事について、地震の揺れが来ることの情報がただその場所に入るだけでなく、認識される必要があるのではないかという風なご意見を頂いたところです。この事につきましては、「地震の揺れが来ることの情報を入手したとき」という表現を「地震の揺れの予報を知ったとき」という風に修正をしたいという風に考えております。尚、この表現につきましては、緊急地震速報の提供に対応しまして、現在開催中の国会で気象業務法の一部改正が予定をされております。この法改正に伴い整備されます一連の法令の文言を踏まえて、最終的に決めたいという風に考えています。いまのところでは、緊急地震速報については、予防という風な形で表現をされるように法改正の手続きがなされるように聞いております。

次に、資料 1 の No11 になります。併せまして、資料 2 の方では 5 ページの第 10 条の方をご覧頂きたいと思います。検討会の方では、各党の安全対策に関しまして、この 11 のご意見にありますように、「又は」の接続詞の使い方について適切でないのではないかというご意見が出されております。このため第 11 条も同じような表現がありますが、「転倒し、又は落下する」という表現を「転倒、落下等」という表現に修正をしたいと考えております。

次に、No12 になります。併せまして、資料 2 の 6 ページの第 12 条第 1 項をご覧ください。検討会の方では、応急危険度判定に関しまして、建築物については、ここでは倒壊というのはわかるという事ですが、宅地については倒壊と言わないので、ここの表現のつながり方にどうも違和感があるというご意見が出されております。この事につきましては、宅地に関しては、被災宅地応急危険度判定の対象となる擁壁、のり面等が含まれており、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」の中でも「擁壁が前傾・倒壊してその機能を失っているもの」という風に記載がされているものです。このため倒壊という言葉をこのマニュアルの中でも使用しておりますのでこのままの表現とさせていただきますと考えております。

次に、No13 になります。資料 2 の方では 6 ページの第 13 条になります。庁内からの意見になりますが、この第 13 条の見出しのところ「公共土木施設の地震の揺れ等による被害の軽減等」という風に軽減の後に「等」という風にしてありますが、ここでは何を含んでいるのかというのが、分かりにくいという事で、この「等」を削除してはどうかというご意見が出されているところです。この軽減等の「等」の中には、「機能の確保」という事を含んでいる考えでしたが、被害の軽減と機能の確保というのは表裏一体という風にいえるため、この第 13 条の見出しの中からは、「等」を削り、(公共土木施設の地震の揺れ等による被害の軽減) という風に修正したいと考えております。

次に、No14 になります。資料 2 の方では 6 ページの第 14 条第 1 項になりますので、併せてご覧頂きたいと思います。検討会の方からは、使用を原則禁止する自動車の特定部分が非常に長いという事から、「原則」の位置をかえてはどうかという風な意見が出されてい



るところです。このため資料にありますように、「道路交通法第2条第1項第9号の自動車を原則使わず」という風に表現を見直したいと思います。

次に、No15になります。併せまして、資料2の7ページの第15条第1項をご覧頂きたいと思います。検討会の方からは、市町村が作成する市町村津波避難計画に関する表現についてご意見が出されております。このためここにありますように、「市町村長が作成する市町村津波避難計画と整合性をとりつつ」という風に、の内容という部分を削除して修正をしたいと考えております。

次に、No16になります。資料2の方では7ページの第15条第2項の方を併せてご覧頂きたいと思います。検討会の方からは、「自らが津波から避難する際の問題に向き合い」と言う風な表現について、もっと具体化をしてはどうかと、例えばというご意見で「避難する際に生ずる課題を考慮し」という風な方がいいのではないかというご意見が出されております。いろいろ表現については検討したんですが、「考慮し」というのも若干分かりにくいのかなと言うところもございましたので、事務局の案としては、「自らが津波から避難する際の課題に目を向け」という風に表現を修正してはどうかと考えております。

次に、資料1の4ページのNo17になりますが、資料2の方では8ページの第19条第1項と第2項をご覧下さい。庁内からの意見になりますが、陸こうや水門の維持管理体制に関して、維持管理というのは日常的な整備・点検の意味合いになり、少しニュアンスが違うのでこの維持管理体制というのは不要ではないかという意見、それから河川の陸こうには、閉めた場合、主要交通を遮断するものがあるため、すべての陸こうを閉鎖するかのようには受け取られないように、表現を見直す必要があるのではないかという風な意見が出されております。この事につきましては、津波の浸入を防ぐために、主要交通を遮断してまで、陸こうを閉鎖するという意味ではありませんので、維持管理体制の表現と併せまして次のように表現を修正したいと考えております。2項になりますが、「陸こう(閉鎖することにより主要交通を妨げるおそれのあるものを除きます。第2項において同じです。)を常時閉鎖したり、又は水門扉を支障のない高さまで降ろしたりするなどの津波の浸入を防ぐための措置をとること。」という風に修正をしたいと考えております。

続きまして、No18になります。資料2の8ページ、第19条第3項の方をご覧頂きたいと思います。こちらも庁内からの意見になりますが、「漂流物の発生対策」について「漂流物の防止対策」と受け取られるという事で、そう言った事が対策として現実的でないのではないかという風な事で、ちょっと表現を見直してはどうかという風な意見が出されております。庁内の議論の中では、やはり「漂流物の発生対策」というのは非常に重要だと、「発生防止の対策」が重要だという風な事で、この条例に規定した意味としてもまさしく「発生防止の対策」と言う事で書いているという事で庁内では説明をしています。この「漂流物による被害を防止するため」という風な事が既にこの条例の中で明記されておりますので、県民の方に少しわかりやすい表現にするという意味で、「漂流物の発生対策」を「漂流物対策の推進に努めます。」という風に表現の方を修正したいと考えております。

次に、No19になります。資料2の8ページの第20条第1項の方を併せてご覧頂きたいと思えます。検討会の方では、消防庁の防災マニュアルにもありますように、無理してコンロの火を消しに行くと調理器具が落ちてきてやけどなどをしたりするので、揺れが収まるまで待つことを啓発をしているという事ですが、この南海地震の条例の第20条の方では、地震が発生したときには、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、という風に火気の使用をその支障がない限り停止をするという事を求めているので、こうした国の動きと言う中では適切ではないのではないかというご意見が出されたところです。また、地震の揺れの際の行動については、第8条に規定をされているため、第20条の火災の発生や延焼の防止の措置の規定との関係が分かりにくいという意見も併せて出されているところです。このため、この第20条第1項については、地震の揺れが収まった後の行動や対応に関して規定をすることにしたいと考えております。具体的には、この「地震が発生したときは、」という表現を「地震の揺れが収まった後は」と表現を修正したいと考えております。

次にNo20になります。資料2の9ページの第22条第1項を併せてご覧頂きたいと思えます。自主的に避難をする危険について、今度の条例の中に6項目を規定しておりますが、その並び順について土砂災害とその他の災害を区分してはどうかという意見が庁内から出されております。このため、資料2の方にも記述していますように、この第6号の土砂災害の前兆と思われるという部分を第3号に移し、この第1号から第3号が土砂災害、それから第4号から第6号がその他の災害と区分する形で修正をしたいと考えております。

次に、資料1の5ページのNo21についてですが、資料2の方では9ページの第23条の第2項の方をご覧頂きたいと思えます。検討会の方では、第23条の危険物については、大気、土壌、水質汚濁の環境汚染の危険のあるものも入れておく必要があるんじゃないかと。災害時危険なもの、環境に対して危険なものは同等なので、事業者に地震発生後巡視や点検等が必要なことを印象づけて、住民周知等もしてもらわなければいけないんじゃないかと言う風なご意見が出されたと思えます。この事につきましては、ご意見で出されました「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」などの環境に関する法律については、人の健康の被害それから生活環境への影響を防ぐ予防の観点から、事故時の措置などが規定をされております。この第23条の危険物等には、環境面よりも、直ちに、人の生命及び身体に重大な影響を与えるおそれのある危険物又は有害物質に関する法令を例示として規定することとしたいという風に考えております。このため、既に規定をしています「農薬取締法第12条の2項に規定する水質汚濁性農薬」これについては、こうした趣旨から、危険物等の例示から削除をしたいという風に考えております。

第2章から第5章までの意見に対する対応案については、以上です。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。ただ今の2章から5章についての説明です。具体的に変わった事が多くでてきていますが、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。

(多賀谷委員)

12 条 1 項の法面の話ですが、崩壊と言われる、それは確かに法面ときたんで我々がよく使うのは法面の場合、崩壊とか、そんな言葉を使うんですよね。宅地の場合でも崩壊でいいのかなと言う事ならば 12 条の第 1 項の 2 行目、余震によって倒壊、接続詞かどうか分かりませんが、又は崩壊する事などにより、とこれ位の方がいいかなと思ったのですが、どうでしょうか。以上です。

(事務局)

前回の検討会での意見を踏まえて議論をした中では、正しい表現としては倒壊と崩壊を両方記載するのが正しいのではないかという話も出たんですけど、既に接続詞が非常に長くなってしまっており応急危険度判定のことを言いたいという意味から長くなりすぎるのはどうかという事で倒壊の中で読み取れるのかなど。正しくという事になると、先程の多賀谷委員からご意見を頂いた事になろうかと思いますが、また検討させて下さい。

(岡村会長)

はい、よろしくお願い致します。

No10 ですが、この具体的な気象庁のシステムが動き始めた時、従来の方の通り、緊急地震速報としました。これは施行してみてもわかったんですけど、速報がいつの間にか予知だと思っている人が極めて多くなってきてこれはまずい、というような事がその後たくさん出てきました。地震学会では予知、予報、予測、と区別しています。予知というのは prediction、英語から出てきていて、予知が不可能であるという意味の予知というのを言うんですが、予報は短期的なものです。それから予測というのは長期の意味です。従って、この長期予測に基づいてこの委員会は成り立ちうる委員会なんです。その為に今、議論している。その中で出てきた事は、この緊急地震速報だったんですけど、速報がじゃあ厳密な意味で使っている予知、予報、予測のどれに入るかという議論が当然あってそれをやはり予報に含めたという経緯があります。気象庁の検討が不十分であるのもあるんですけど、やはりその普通の学術用語を勝手に速報だなんて又別の言葉を付け加えてしまうという結果になっている。4 番目の言葉が出てきてしまうと又混乱する。予報という事で良いと思います。予知ではないという事をこの意味には入っています。予知ではないつまり、この予報は地震が発生したから出来るんです。S 波というものは建物を壊すもので P 波というのは初期微動、カタカタと小さいものなんです。それがもう地震が発生しているんですが、次の S 波が来る前に早めにキャッチしているという事なので、くどいようですけど、やはり予知ではない。やる時はもう既に地震の突先、例えば南海地震の場合ですと潮岬の南側で破壊が始まっている訳です。ただ、陸域にいる我々には分かりません。P 波が先に来ってしまうので、それを早く掴んで岬の先端、或いは海峡でもいいから、早く掴めば 1 秒で

も 5 秒でも早めに知る事が出来る訳で、これが予報です。今日の午後の天気予報と同じでごく近い将来を定義する言葉が予報です。これでいいと思います。

(多賀谷委員)

まだ趣旨がよく分かってないんですけど、21 番で、条文では 23 条 9 ページですが、これは要するに直接的に被害のある物、流れ出したりしますと直接的に被害のあるもの言ってるんだという事なんですかね。そうすると農薬の話というのは、どうなるんですかね。農薬の中にも具合の悪い物もあるのかなという気もせんでもないんですけども。もともとの話が、この意見の内容のところでも、たぶんこれは私が言った分だと思いますが、何を言ったかと言いますと、環境への影響が大きいものについては、あらかじめそれなりの事を考えておきましょうという事と、それから何か起こった場合には、それなりの対応をしましょうという、かなり大きい話なる訳です。今まで多分どこにも言ってないような事を、入れたらどうかというような事を言ったつもりでした。直接的に流れ出したり、爆発したりという、そういう或いは燃えたりというようなものだけを、ここでは言ってるんだという事であるなら、こういう事かなと。但し農薬に関して、全部農薬にどんなものがあったかと言うのは覚えてないんですけども、こういう表現でいいのかと言う気はしないでもないんですけど、それはまた調べればわかる事ですから良いとして、ちょっと質問の内容がちょっと違うのかなと言う気がするんですが、如何でしょうか。

(事務局)

水質汚濁防止法や大気汚染防止法また環境法やダイオキシンほか特定物質について数々の環境法令があります。それらの環境法令は、毒物・劇物取締法とは、ちょっと違いますが、環境法令が環境基準を決めて何を保護しようかとしているものに 2 つの目的がありまして、まず 1 つ目が、人の健康の保護に関する環境基準があります。カドミウムやシアンや鉛がどれほどの基準より下でないと排出してはいけないかというような人の健康の保護に関する環境基準と、もう一つは、生活環境の保全に関する環境基準です。例えば水質汚濁ですと、河川に水素イオン濃度は PH はどれ位であるべきかとか、生物化学的酸素要求量はどれくらいでないといけないかという、そういうような人間の生命には関係ないですが、生態系がちょっと変わってくるかもしれません。南海地震の条例に近いものは、どちらかと言えば前者の人の健康の保護に対するそれであろうと、環境基準とされているものの物質は、それぞれが急性の毒性を持っているものというよりも、慢性的な蓄積によるようなものです。この条の最後に、この条例の危険物等として「その他これらに類する危険物又は有害物質」としてありますので、各法令から引っ張って来る例示をどこで線引きをするかと考え、直接被害のあるものを例示として書く事にしよう。そういう事の線引きをすると、一つだけ農薬取締法の水質汚濁性農薬はちょっと異質ではないかと言う事で、取っていくんじゃないかというのがこの答えです。ここはいろんな危険物等を例示として書

いておりますので、どういう例示として書くかという基準を決めて頂いたら書く物は決まりますが、それは事務局の方では直接的な被害が、慢性的な蓄積とかそういうものではなくて、例示として書かならば、そういうものを書いておいた方がイメージが湧き易いのではないかと思います。また、どう言う基準のものを例示にしたらいいかという限度を、またお話頂けたらと思いますが、事務局はそういう整理で今こう書いております。水質、カドミウム、鉛とかそういう環境を慢性的なものを起こす物を別に弾いてではなくて、例示としては、明確には書いていますが、その他有毒物質とかいうものにも入って来ますのでやっています。非常にその環境物質は、例えば被害の度合い、それから漏出、漏出したものの物質が何なのか、それからそれが気体であったのか、どこまで漏れてどのように流出したのか、周囲の住民に影響があるかないかは、専門家が入らないと、ただ漏れた事実だけを住民の方にお示しをしても人心を惑わすだけの事ですので、そういう事については、水質汚濁防止法や大気汚染防止法が、事故時の措置と言う条例文をしっかりと持っておりまして、そちらの方の対応が可能なので、この条例に例示として出すまでもないじゃないかなと、非常に専門的なので逆に専門家からというのを通して、影響も少ないのですというところの情報を足して言った方が良いんじゃないかなと言う事です。

(多賀谷委員)

実際今2つ言われましたけれども、3つ目がもう1つあるんですよね。環境基本法には、人と自然とのかかわりの部分があるんです。それはいいとして、今の話大体、私、実は分かってて言っていたんですけどね。分かっててと言うのは、取り上げたらきりがありませんよ。環境というのは、今やいろんなものが含まれていますので、防災というのも環境と言えば環境なんですよ。そういう意味では、非常に範囲が広がるので、どこまで取り上げるかという事で、今のように線引きをされて直接的なものだけに限るとするのは、それは今の時点では一番いいだろうと。これが最初の時点だったら話は別なんですよ。このプロジェクトが始まって、委員会が始まった頃の話としてそういう話を出すんだったら、もっとうまく取り上げるべきだったのかなというように、これ自分で普段そんな事に関わっていないながら言わなかった事も悪かったんですけど、とにかく今としてはこれでしょうがないかなという気がします。ただ、特に私が気になるのは、いわゆる企業の方が事業所で何か出す事によって、非常に災害の一部として取り上げなければならないような環境問題というのが、いくつか出て来ると思うんですよね。例えば材木の話なんかもそれに近いような話だと思うんです。そういう風な事を注意する必要は、どこかにあるんじゃないかなという風に思って申しあげたんですけどね。だからそういう表現でここはこれでいいかと思うんですが、出来ればそういう新たな条項でも起こして頂けたらいいのかなという気がしなくもないという事です。以上です。

(岡村会長)

はい、ご意見ありがとうございます。私の方からも、県の環境の委員を長くやっておりましたので、県の環境保護条例の正確な環境測定項目というのは、生活環境の部分の測定項目というのがあります。いまおっしゃった通り、シアンとかカドミウムとか直接的に検出してはならない、されてはならない物というのは、劇毒物に相当するものがあります。具体的には、98年豪雨の時にメッキ工場から漏れたと考えられるシアンが流れたんですが、希釈されたのか、結局は検出されなかったと私は覚えておりますけれども。別途法律があつてそれで条例というのがあつてやっている訳ですよ。ただ今、多賀谷委員が言われた他に、地震の場合は、この危険物、日頃の環境保護だけではなくて、危険物の中には石油とかガス類というか、そういうものが、もちろんこれも別途の法律があつてそれに厳密に規制されているので特別付け加える必要はないんですけど、地震の場合は、むしろそちらの方がより影響が大きいので、危険物の方は、消防法の中で別途検討をやってきました。それはもう行わないという事でよろしいですね。農薬に相当するものがほんとにこれも測定どうのこうの、多量にあつて、毎年改訂され或いは付け加えられてますね。特に、ゴルフ場の除草剤なんかは、一箇所でも毎年何トン、何十トンという量が高知県内でも使われていますので、それが地震の時は、その備蓄庫がやられるということで、井戸水を下流の地域で利用している場合は、注意が必要だと。やはり備蓄庫がやられるというのは、急激に高濃度のものが瞬時に出てしまう、これは地震津波の災害の特異な点なんですけど、従来の徐々に年間通じて少しずつ放出されていくというのはまた、別の災害様式なんです。それは、なかなか従来の法令、条例だけではカバー出来ないというところも確かにあるんじゃないかと思うんです。

21番のところでございますか。

(多賀谷委員)

繰り返しですけど、事業上に対する環境の規制と言いますか、そういうのは別に何か県の方で法律以外に、県の方で色々何かやっておられるように思うんですが、その辺はどうなんですか。何か具体的にどんな事をやっておられるというのは分かりませんか。

例えば、固有名詞が出てきてしまいそうで問題なんですけど、ある種の構造物が道路を渡っていると、これは非常に老朽化していると、これは落ちますと困りますねというような物もあるように思うんです。それから、例えばパウダーを扱うような工場では、やはりパウダーが出ると後で非常に困るような事にもなりますんで、そういう風な指導とかなんとか言うのは、必要なんじゃないかなと思うんですけどね。そんな対策或いは対応に関する指導と言うのが、何か県の方ではやられているのかどうかと言う事なんです。

(岡村会長)

それは、南海地震というものを想定した時の対応じゃなくて、平常時ですか。

(事務局)

事故時の措置というのが、法自体にあります。ちょっと読ませて頂きますが、例えば大気汚染防止法の 17 条にあります。煤煙発生施設を設置しているもの、又は物の合成分解操作の科学的処理に伴い発生する物質の内、人の健康若しくは生活環境にかかる被害を生ずる恐れがあるものとして政令で定めるものを発生する施設を、工場を若しくは事業所に設置しているものは、煤煙発生施設又は特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、煤煙又は特定物質が大気中に多量に排出された時は、直ちにその事故について応急の措置を講じ、且つその事故を速やかに復旧するように努めなければならない。これは原因が南海地震であろうがなかろうが、普通事故であろうが、全てに掛かって来る事ですので、南海地震に特化する必要はないので、そういうものを持っている。又、この場合においては、同法に規定するものは、直ちに事故の状況を都道府県知事に通報しなければならない。ただし、石油コンビナート等災害防止法による通報をした場合はこの限りではない。都道府県知事は、第 1 項に規定する事故が発生した場合においては、当該事項にかかる工場または事業所周辺の区域における、人の健康が損なわれ又は損なわれる恐れがあると認める時は、その事故にかかる同法に規定するものに対し、その事故の拡大又は発生の防止の為に必要な措置を取るべき事を命ずる事が出来る。これはまた、住民周知は、マスコミ等を通じて、県は影響があるか、井戸水を飲まれないという風に言ってますとか、そういうような情報公開はして行く事になります。一般的にそういう事になったらと言う事なので、特に南海地震に特化したものが、高知県の中で既にあるかといえば無いんです。

(岡村会長)

ただ、今のご説明では、やっぱり事故という事なんですよ。

(事務局)

いや破損した時なんで、それは原因が南海地震によって破損したとか、そういう事は関係ありません。

(岡村会長)

今、ちょっと倒れたとか、上から物が落ちてきたとか、具体的には固有名詞が想定されてしまうのですが、ある工場があります。これは可燃性ガスと同時に大量に砒素が発生する。これは、工場自体というか、その会社自体大変危惧されている事なんで、そこを、こういう例を挙げて申し訳ないんですが、ただやっぱり具体的に高知県にとって何が危惧されるかを知っておかないと、住民も含めて緊急避難を要する場合とそれほど要しない場合といろいろ出て来ると思うんで、やはり具体的なイメージがないと高知県にとって何が今の状況で危険かという事を常におさえておかないと、災害に対してすぐに対応出来ない。これは、みんな一緒なんですけど、高知県でどういう危険物があって、どういう物を備蓄

していて、生産物としてやっているかやはりイメージがないとなかなか具体的な事には、災害予防には繋がって行かないんじゃないかと、一般法令で本当に出来るのかと言う事の疑問というか、確かに特別に指定されていないからと言う事は、それは入っているんだと解釈するのは良いんですけど、それだけで本当に良いんだろかというなんか不安があると思うんですが、如何でしょうか。

(事務局)

これまでの検討会の中でも確か出ていたと思うんです。例えば、石油タンクで言うとスロッシングの問題は、これまでの地震の被害を受けて、国の方で一定こういう対策が必要だという事で消防法を改正したりという部分で、それぞれ既存の法の中ではその事故時の対応という事で書かれていますが、地震、それから津波が発生した時に備えて、どう言う対応をしておかなければならないのかという事まで踏み込んでそれぞれの法の中では書かれていないという部分があるかと思います。ただ、その対応についてこの条例の中で上乘せとかいう事が出来るのかという話は、多分これまでの検討会の中でも議論したと思うんです。技術的な問題とか、それを検証してどういう対応をすべきかというところまで、本来的にはしっかりと定める必要が出て来るとお思いますので、そういった事は、なかなかこの条例の守備範囲の中では、難しいじゃないのかという事も、過去事務局の説明の中ではさせて頂いたように思います。多分色々な事が起こると思います。こういった危険物みたいな、既存の法の中では、現状では対応出来て無い部分も、岡村会長がおっしゃるような部分ではたくさんあるとは思いますが、その解決策についてこの条例の中で、法を上乘せするとか、横出しするとか言うのは、なかなか難しいと言う風な状況は、ちょっとご理解頂けないかなと思います。

(岡村会長)

はい、その通りだと思います。21番目、5章迄のところでは何かございませんでしょうか。では、ちょっとここで休憩致したいと思います。

休憩

(岡村会長)

それではお揃いになりましたので、2章から5章については、今出ている議論でよろしゅうございませうでしょうか。他にございませうでしょうか。それでは原案の通り承認するという形で終わります。では、最後になりますが、第6章から10章についての検討を致します。

(事務局)

資料1で5ページになります。No22から説明をさせていただきます。資料2の方では15ペ



一ジの第 37 条の第 2 項を併せてご覧頂きたいと思ひます。庁内の方からの意見になりますか、災害時要援護者側からの情報提供をこの条例で義務づけをしているが、こういう風に規定するのであれば、情報が漏出した場合の担保というのが必要ではないかと。個人情報保護条例では、個人情報を保護する仕組みとして、個人情報の不適正な取扱いに対する指導や苦情相談の処理などが規定されておりますが、これは、個人には適用されないという事ですので、この個人情報保護条例の適用が及ぶ範囲の者について情報を提供するように規定すべきではないかという風な意見が出されております。この事につきましては、現状のままでは、その災害時要援護者側からの個人情報を提供する事を努力義務と言う風にした場合には、近隣住民などの漏出した行為については、個人情報保護条例が適用されないという事になります。ただ現実的には、個人的な信頼関係がある場合は別にして、支援者からの支援の申し出などがなければ、支援に必要な情報を災害時要援護者側から提供するといったことはない様に思われますので、支援者側から行う災害時要援護者の把握や災害時要援護者支援の活動を容易にする観点から規定をしてはどうかという風に考えております。2 にありますように、災害時要援護者又はその家族は、支援者が行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にするため、日頃から地域の防災活動等への自主的な参加等を通じて、支援者との意見交換及び支援方法の調整を行うよう努めるものとするという風に表現を修正したいと思ひます。

次に、No23 になります。ここでは、前回の検討会で「手引き」というのは、「手引き書」ではないかという風な事でご意見を頂いておりますので、「手引き書」という風に修正をさせて頂きたいと考えております。

6 章から 10 章迄に関する意見に対する対応案は以上の通りです。

(岡村会長)

はい、ありがとうございます。ご意見を頂きたいと思ひますけど、人の感情とか個人の死生観とかいうのは、あまり一般論にはなりにくい部分で、難しい事があるかと思ひますが、義務付けをするという点でどう言う事が必要かという事で、今のご説明を中心において頂きまして、ご意見を頂きたいと思ひます。

(上田委員)

今の修正のところの 2 項ですが、これは災害時要援護者とその家族側からの規定ですよ。だから個人情報の保護を要する支援者側からの規定ではなくして、支援される側の方が支援者と意見交換をして、支援方法の調整を行う。ちょっと逆のようには感じるんですけど、そうじゃないでしょうか。それと 3 項に個人情報保護の取扱いがあるんですけど、知事が別に定める災害時要援護者に係る個人情報保護に関する指針に基づきというのが、これはこれを読まなければ分かりませんよね。ここにこの取扱いの適正な例示を何か 1 つ 2 つ書いてないと、この条例をみただけでは、ちょっと分からないじゃないかという気がします。

(岡村会長)

例示をしたかどうかというのは、確かに文章自体非常に抽象的ならざるをえないという考えはあるんですね。だからそこら辺をどこら辺で落とし所を見つけるかという風な事になろうかと思いますが。

専門家は分るが県民から見ると分らないという所に、ちょっとご意見を伺えませんか。

(武市委員)

この個人情報に関する指針については、やっぱりそれぞれの専門家がみたら、そういったものが守られてなければならないと言うのは、この表現で分かります。それと別に、私、今この 2 番の部分で線で消されてる所で、こういう風に支援者がそれぞれの個人情報を各自情報を把握して、災害に備えるという文章とこれだとそれぞれの災害時要援護者の方は、受身的な考えのような気がして、やはりそれぞれの援護をされる方は、支援者に対してとか、自分が支援が必要な事は、ちゃんと言いましょと言う風にここに明言されているのを消したのが、消さずにそれはそれで何か残しておいてほしいというのが、はじめて今まで受身的な表現が多かったんですけど、やはり自分に必要な事は必要で表に出した方がよいような気がするので消さずに残してほしいと思うんですけど、如何でしょうか。

(事務局)

個人情報の保護に関して色々議論している訳ですが、具体にはこれはその法令担当課の方から出てきた意見になります。先程もご説明をさせて頂いたように、個人情報が漏出した場合どうするのかという事。今の現在の条例案でいいますと、災害時要援護者の方に個人情報を提供するように努めて下さいと言う事を条例の中で書いてる訳ですので、そうした場合に仮に渡した相手方から個人情報が漏出した場合に、どう言う風にするのかという事。そこと担保するとかというのは問われていると言う事になります。幾つか方法があると言う事で、その方法について検討したんですが、1つは、個人情報保護条例が適用されない個人等の方について、新たにそうした方が漏出した場合の対応を考えると言う事になります。というのは、例えばこの条例の中という事になるかもしれないですが、何か審議会、苦情相談委員会みたいなのを作ってですよね、そこでその一定相談に乗ったりとかするという新たな仕組みを作っていくという方法が 1 つになります。ただ、現実の話としては、なかなか新たな仕組みを作っていくと言うのは難しいじゃないかという風な話の中で、個人情報保護条例の範囲の中で考えるべきではないかという考え方も内部で議論をしたところです。そうした場合には、この個人情報保護条例の対象にならない個人の方をこの支援者から外すという風な事もちょっと検討したんですが、やはり支援者の中には近隣の住民の方も当然いらっしゃるので、条例の中の支援者から近隣住民の方を外すという事については、あまり適当ではないんじゃないかと、とすれば、その条例の中で災害時要援護者或

いは家族の方に個人情報支援者の方に提供して下さいねという表現を義務付けするところから、若干表現的に見直しをしないといけないじゃないかという事で、今の第 2 項の案を作っているところです。見方によっては、すごく後退したと言う風に読まれてるかもしれないですが、一応その要援護者の方から必要な事について情報を提供して下さいと言う風な事は直接的には書いてないですが、支援者の行う災害時要援護者の把握及び災害時要援護者支援の活動を容易にする観点から、自主的にその地域の防災活動等に参加をする。そうする事を通じて、支援者との意見交換や支援方法の調整等を努めて下さいと言う風な事で書いています。やっぱり表現としては、ここまでがちょっと限界なんじゃないかとかこれ以上踏み込みすぎるとやはりどうしてもその個人情報の問題に掛かって来ると言う風なところで、これはまだ最終結論が出た訳ではないんですけど、1つの対応案としては、こういう案が良いんじゃないかという事で、事務局或いは関係課と協議をして作成をさせて頂いてるところです。ちょっとお答えになったかどうかかわからないですが。この第 2 項を作るに当たっての現状については、そういう現状から作成をしております。

(武市委員)

今まで保護されてたんですよね。保護されてるものから、一歩前に出てと言う風な、いろいろ挑戦するという形の表現に自分達が言いましょうねという事は、この条例の中で一行でも出されたら、すごく嬉しい前進かなとすごく思ってたんですけど、確かにいま事務局の方から言われたように支援者との意見交換及びと言う中にこの言葉は組み込まれているんですけど、それだと何か抽象的で見る人が見たら分らなくなるのかなと言う意見が出たので、いま言いました。でもそうですね、個人情報というのは、やはり大切なものだとはすごく思いますが、そこまでやはり守らなければいけないと思うと、ぎすぎすした世の中だと思うのは、すいません、個人的な意見です。どうもすいません。県の説明は分かりました。

(岡村会長)

ご意見をいただきました。

(事務局)

こちらは法務課の方も考えていて、第 2 項は武市さんのおっしゃる元のまま、第 3 項の指針を何か条例の救済策にちょっと絡められないかとかいうような案等を考えて下さっていますが、個人情報保護条例では事業者つまり自主防災組織は、実は個人情報保護条例の中で事業者の中にちょっと略称で事業者になっていますが、実は入っているんです。リーダーがいて規約を持っているような団体は、事業者と言う事に入れていこうという事になっています。例えば、自主防災組織が、災害時要援護者支援のその最中にちょっと災害時要援護者の方の個人情報を漏らして、ちょっと気に沿わない事とかが起きた場合は、

個人情報保護条例では、その事を所管している原課が窓口で受けて、個人情報保護条例中でいろいろな意見を双方から聞きあったり、個人情報保護制度の審議会の方で第三者からも意見を聞いて、県の方が行政的に調整をして行くというような事の手続きがありますが、これは自主防まで関わりの、近所の近隣住民の方が災害時要援護者の方に支援をしようとして、途中で個人情報の漏洩だとか、それから気に食わない事があったとか言う時の苦情の窓口が、いま現在どこにもないという事なので、この部分を法務課が救済の窓口もないのにそういう人達も含めた人達に情報を公開して行きなさいという所が、条例で努めるものとする支援者に言うのは、救済もないのに法令で書いてまでいいだろうかと言うのが、法務課が心配しての事なので、それもすごく気持ちが分る、非常に難しいところです。近隣住民の方は信頼関係、この人だったら大丈夫だろうと思ったら、あれ違うよと言う事が起こっての事なので、一番近くに住んでいらっしゃる方なので、何かあるといやな事を長く引きずる事にもなりますし、そこの部分が個人情報保護と言う事であり進んでいないですけど、ぱっと扉が開くと、そういう話がいっぱいいろんなところ勃発してくる事になると。そういう諍いが起こらないようにする為にどう言う風に管理すれば、そういう事にならないのかという指針を定めておれば予防になるのではないかというので第 3 項は指針を今書いているところなんです。例えば、情報を取りに行くのは手段で、目的は支援なので支援計画をその方にちゃんとフィードバックしてあげるとか、第三者に渡す時にはちゃんと同意をとってからその方に渡す事にしましょうねとか、色々紛争が起こりそうな事の予防になる事を第 3 項にも書こうとしてたんですけど、ちゃんと救済の部分の道も開いて行かないといかないじゃないかと言われると、そうなのか、今だと紛争が激しますと裁判と言う事になる。非常に難しい。条例は抽象的なところでしか書きようがないので、今後人がどのように運用して、どうしくじってというのは、なかなか想定は難しいと。

(岡村会長)

自主防災会の会長さんもおいでますので非常に悩ましい所だろうと思いますし、地域的にはそうですけど、たとえば街では誰がどのような生活を送る要援護者がいるかという事をご存じないというマンション住民がほとんどです。はじめて集まって、ああ 14 階にこんな方がいらっしゃたのかと、自力では出られないという方が、連れ添いの人が見てるといような状況が初めて分るという事がありました。ある地域では、集会所の前にベニヤ板で自主的に歩けないお宅とか、そういう事を色分けして表示してある地域もありました。ここまでやって良いのかなと私も思ったんですけど、多分その地域の中で合意があれば、それも可能なんですよね。つまり日頃の人の付き合いのレベルにあったところで合意がどこまで成立するかという合意のレベルが全然違うんですよね。それを何か単一の言葉ではなかなか表現出来ない事だと思いますし、要援護者の実態が予め漏れてしまうという事に対する危惧ですよね、基本的に保護条例というのは、基本的にその前にそういう情報が特定の人に漏れてしまうという危険性があるという事で、それはやっぱり相当身寄りの保護

者の方が、一番危惧されている事なんで、誰が持つかと言う事も多分出て来るんですけど。

(上田委員)

香南市では現在民生委員が要援護者の登録を進めております。それで1軒1軒回って、希望する方は登録し、その情報を自主防災組織に渡す訳です。そこで前にも話しましたけれども、自主防災組織にやはり守秘義務が掛からないといけない。管理体制なんかもきちりしないと、現在の自主防災組織で管理体制の良い所もあれば、悪い所や全然ダメな所もあるし、そんな実態がありますんで、まずそこをきちんとしてないと大事な個人情報は扱う訳にはいかないんじゃないかという思いが前からしております。それを同時並行で進める必要がある訳ですが、先ほど私が言いましたその指針があるのであれば、適正な措置の代表的な事柄を例示して、これは、漏れてからその後の紛争処理とか言う事もあるかも分かりますが、その前に組織の無い、いま言われた近隣者であってもきちんとして管理できる、個人情報が漏洩しないような適正な取扱いの例示があれば、この条例だけでとりあえずは分るんじゃないかという意味で申し上げました。

(岡村会長)

はい、ご意見いただきました。他にございませんでしょうか。

(半田委員)

難しいですね。元の削除された案の中に、情報を自主的に提供するとか、そんな表現は出来ないかなとか、支援をしてもらいたい方を、支援をしてもらいたいという希望に応じて、情報を提供するの構わないんですか、希望に応じてと言うか、希望する方は。確かに意見交換とか支援交換、調整というのは、あまり弱い感じですね。支援を得たい方は、自主的に情報を提供するとかですね。どうしても保護条例ですからどれ位のものはちょっとよく分からないですけど。支援者との意見交換、意見を交換するというのは情報交換とか、情報共有とかですね、ちょっと何か工夫が出来そうな感じがしますが、何かそういう提案をする程の文書は今ないですが。

(岡村会長)

法令担当の方のご心配は、義務付ける規定を作ってしまうと、それに対しては当然責任が伴って、逆に言ったらという事が生じてしまってしまう事もあり得ると言う事を、当然考えて表現するべきという事、あまり義務であると言う風には書けないと言う事ですか。

(事務局)

趣旨というのは、以前提案していましたが情報を予め提供するというものを謳うのであればそれなりの後のそのケアが必要になって来る事が言われています。ですから繰り返しに

なりますけれども、個人情報保護条例の中においては、いわゆる事業者、いわゆる自主防災組織がくわえるんですけれども、そういった規定はあります。ただ規定についても一般的な規定ですので、参考になりますような新たな指針を作っていきたいという風に考えておりますけれども、その条例の個人情報保護条例の中には、事業者が適応しなさいという事であって、いわゆる繰り返しですけど近隣住民個人については、そういった規定が当てはまらないと言う事がありますが、特にそこが問題ではないかという事が、こういった表現としては言われるように、かなり引いた表現になっております。ただ、支援者と意見交換及び支援の調整というのは、裏返せば情報の提供という事を実際示しておりますけれども、ただこういった表現は、もう少し良い表現に修正して行きたいと考えております。

(岡村会長)

なかなか一筋縄では行かないし、この中で結論を出してというふうにはなりそうにありません。そういう点では、第 3 項に規定をとというのは大変有難い事で、ここで議論を頂きたいと言う事で、現状を踏まえながら今の段階での高知県においてどういうところまで来られるのかという風なご意見、委員さん方のご意見も含めてご検討願いたいと思います。自主防災組織は、事業者であると、法律的にはそういう事ですので、それを心して会長さんは会の会員に協力して行かなければいけないと言う事で、分かってもらえますでしょうか。

全体を通しましてでも結構でございますから、ございませんでしょうか。県の方の説明は一通り終わりましたので、全体を通して何かありませんでしたか。それでは、他にご意見がないようでしたら、今の 6 章から 10 章についても現在の案のとおり承認するという事でよろしゅうございますか。はい、ありがとうございます。

検討会と致しましては、今日までの検討のこの条例の修正案を以て、パブリックコメントにかける条例案と致したいと思います。ありがとうございます。

最後に、事務局から次回の検討会の日程についてご説明をお願い致します。お考えを聞かせて下さい。

(事務局)

はい、今後の予定についてなんですが、この後ですが、18 日に知事をトップに各部局長で構成をします南海地震対策推進本部の方で、このパブリックコメントにかけます条例案について討議をするようにしております。現在の方向性について検討し、19 日から問題なければ 19 日から県民の方にご意見を伺うパブリックコメントを実施するという予定でおります。県民の方から条例案に対して色々またご意見を頂くと言う事になりますので、次回の検討会については、11 月の中旬ないしは下旬位に、県民の方のご意見への対応を含めて、開催させて頂きたいという風に考えております。後、条例案については、現在法令の担当課と頻りに協議をしています。内容については、法令上どうなのかという事が、非常に問われる事になりますので、内容的にはこの内容で行くにしても、やはり法令上で見た時に

色々問題がある、或いは表現的に若干修正をかけなくてはいけないというところが出て来ますので、それに伴う分については、ひょっとしたら本日その条例案という事でご承認頂きましたが、パブリックコメントをかける前の段階でも若干修正が必要になって来ると言う事もあるかと思えます。そう言った部分については、事務局の方に一任をして頂ければと思います。パブリックコメントを頂いた後についても、当然その法令担当課と引き続き協議をして行くと言う事になりますので、その後重要な案件についてまた検討会の方でご協力をさせて頂きたいという風に考えております。

(岡村会長)

はい、文言等については、詳しい専門家等が議論されるという事なので、そのようにお願いしたいと思います。よろしゅうございましょうか。はい、どうもありがとうございました。今後の日程も含めて何か、全体会の中でご質問等ございませんでしょうか。長丁場を今日もありがとうございました。それでは、第 16 回になるんですけども高知県南海地震条例づくり検討会を閉会と致します。

どうもみなさんお疲れ様でございました。